

第19号議案

南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部改正について

南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年3月3日提出

南魚沼市長 林 茂 男

南魚沼市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 南魚沼市職員の給与に関する条例（平成16年南魚沼市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号まで」を「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。同条において同じ。）」を加える。

第10条第1項第1号中「有料道路（以下この項から第3項まで）」を「有料道路（以下この条に）」に改め、同条第2項第1号中「この項及び次項」を「次項及び第5項」に、「いう。）。」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3

号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円）」を「、第1号に定める額又は前号に定める額」に改め、同条第3項中「（第1号及び次項）」を「（第1号、次項及び第5項）」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号本文中「新幹線鉄道等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、「の2分の1に相当する額。」を「に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）」に改め、同号ただし書を削り、同条第4項中「同項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項」に改め、同条第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額（交通期間等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、15万円とする。

第10条の2第3項中「第1項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項」に改める。

第16条の4第1項中「勤務した」を「勤務をした」に、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第17条中「及び第8条から第9条の4まで」を「、第8条及び第9条の3」に改める。

(南魚沼市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部改正)

第2条 南魚沼市職員の寒冷地手当の支給に関する条例(平成16年南魚沼市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法第22条の4第1項及び第22条の5第1項の規定により採用された職員及び」を削る。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する条例の一部改正)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年南魚沼市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第7項中「並びに第8条から第9条の4まで」を「、第8条並びに第9条の3」に改める。

附則第5条を次のように改める。

(南魚沼市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の適用に関する経過措置)

第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間職員とみなして、南魚沼市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の規定を適用する。

附則第6条中「及び第6条」を削る。

附則第7条中「から第8条まで」を「及び第7条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、南魚沼市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長

の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第8条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第5条 第1条の規定による改正後の給与条例第10条第4項及び第10条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(その他の経過措置の規則への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(南魚沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 南魚沼市職員の育児休業等に関する条例(平成16年南魚沼市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第19条の表第17条の項中「及び第8条から第9条の4」を「、第8条及び第9条の3」に、「から第9条の4まで」を「及び第9条の4」に改める。